

# 国民経済計算の次回基準改定に おける2008SNAへの主な対応等 (概要)

平成27年3月  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

# 目次

<b>総論</b>	… 3
(1) <b>生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充</b> R&D、兵器システム、非金融資産分類	… 10
(2) <b>金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充</b> 雇用者ストックオプション、年金受給権、金融資産分類	… 25
(3) <b>一般政府部門に係る記録の改善</b> 一般政府と公的部門の間の例外的支払	… 40
(4) <b>経済活動分類等の分類の改善</b> 経済活動別分類、金融機関の内訳部門	… 47

# 国民経済計算部会の審議経過

回数	開催時期	主な審議事項
第13回	平成26年 10月1日	次回基準改定と2008SNA(概要) 経済活動別分類等の改善 ・経済活動分類の改善 ・制度部門別分類の改善(私立学校の取扱い)
第14回	10月17日	生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充 ・研究・開発(R&D)の資本としての記録 ・兵器システムの資本としての記録 ・非金融資産分類の拡充・細分化
第15回	11月26日	金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充 ・雇用者ストックオプションの記録 ・企業年金の年金受給権に係る記録の改善 一般政府部門に係る記録の改善
第16回	平成27年 1月26日	金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充 ・金融資産・負債分類の拡充・細分化 経済活動別分類の改善 ・制度部門別分類の改善(私立学校の取扱い、金融機関内訳部門)
第17回	3月11日	答申案

第13回～第17回部会の資料や議論の詳細については、<http://www5.cao.go.jp/statistics/sna/sna.html> を参照。

# 国民経済計算の基準改定

## ◆ 国民経済計算の「基準改定」とは

- 産業連関表(約5年ごと)等をベンチマーク(基準)として取り込み、過去の計数を再推計。約5年ごとに行う
- 前回基準改定は、平成23年度に実施した「平成17年基準改定」

## ◆ 次回の基準改定に向けて

- 平成28(2016)年度中の実施を目指す
- 最新の「平成23年産業連関表」等を取り込む
- 新たな国際基準「2008SNA」への対応も併せて行う  
「作成基準」の変更の検討が必要(諮問事項)

# 「国民経済計算の作成基準」とは

- ◆ 国際基準に準拠した国民経済計算の作成に当たっての大枠  
(作成する勘定や記録する内容等の基礎的かつ重要な概念) を定めるもの
- ◆ 「作成基準」を設定 / 変更する際には、統計委員会の意見を聴かなければならない
- ◆ 次回基準改定で予定する2008 SNA対応に向け、作成基準の「変更」を検討する必要

(参考) 作成基準に係るこれまでの経緯

「作成基準」の設定	平成20年9月 「作成基準」の諮問 平成21年3月 「作成基準」の答申 平成21年4月 公示
平成17年基準改定に伴う 「作成基準」の変更	平成21年4月 「作成基準の変更」の諮問 平成23年5月 「作成基準の変更」の答申 平成23年11月 公示 (平成23年12月平成17年基準改定結果の公表)

# 次回基準改定までの行程案

予定時期	実施項目
<i>「作成基準」の変更までの行程</i>	
平成26年9月10日	統計委員会へ「作成基準の変更」諮問
平成26年10月 ～平成27年3月	統計委員会国民経済計算部会での審議
平成27年3月23日	統計委員会の答申(予定)
<i>次回基準改定結果公表までの行程案</i>	
平成27年6月	平成23年産業連関表(確報)公表 次回基準改定に係る推計作業
平成28年12月上旬	平成28年7-9月期2次QEとともに、 次回基準支出系列を公表
平成28年12月下旬以降	次回基準フロー編、ストック編公表

# 国際基準「2008SNA」とは

- ◆ 国連で合意された国民経済計算に関する最新の国際基準
- ◆ 前身の1993SNAからの変更事項は63項目にわたる
- ◆ 1993SNAをベースに、90年代以降の経済・金融環境の変更を織り込んだ改定が中心。以下の4分野に集約

## 非金融(実物)資産の範囲の拡張等

- ✓ 研究・開発(R&D)の資本化
- ✓ 兵器システムの資本化

等

## 金融分野のより精緻な記録

- ✓ 雇用者ストックオプションの記録
- ✓ 企業年金受給権の記録の改善

等

## 一般政府や公的企業の取扱精緻化

- ✓ 一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱の精緻化

等

## 国際収支統計との整合

- ✓ 財貨の輸出入における所有権移転原則の徹底

等

# 諸外国の2008SNA対応状況

国	対応時期	国際基準対応による名目GDP水準への影響	
		GDP比	左記影響計測対象期間
豪州	2009年	1.3 ~ 1.7%増加	1998-99 ~ 2007-08年度
カナダ	2012年	1.7 ~ 1.8%増加	2007 ~ 2011年
米国	2013年	3.0 ~ 3.6%増加	2002 ~ 2012年
フランス	2014年	2.4%増加	2010年
英国	2014年	1.6 ~ 2.5%増加	1997 ~ 2012年
ドイツ	2014年	2.7%増加	2010年

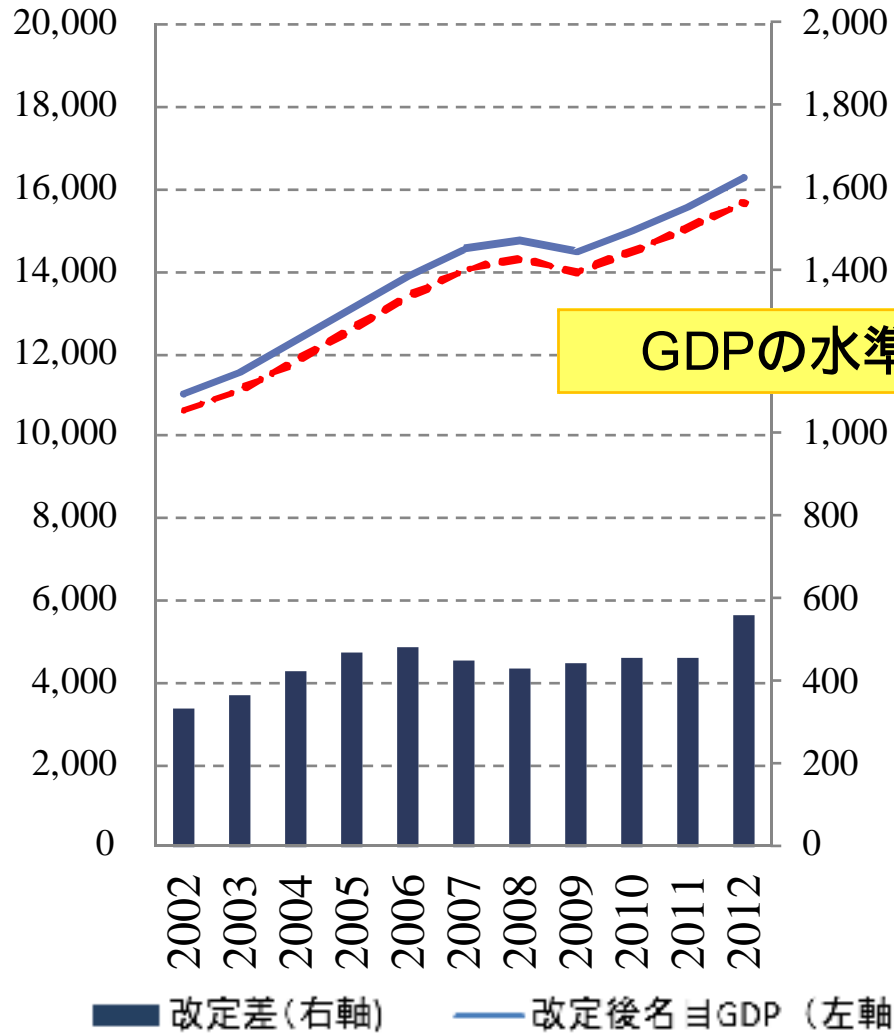
**GDP水準押上げの大宗はR&Dの投資としての扱いによる。**

各国の統計局公表資料から作成。2008SNA対応に併わせて行われた1993SNA対応分を含む。各国とも、R&D、兵器システムを投資として取扱っている。なお、各国とも国際基準対応は、自国SNA統計の基準改定の際に行っており、実際のGDP水準の改定には、上表の国際基準対応分その他、基礎統計の反映等による影響分があることに留意。

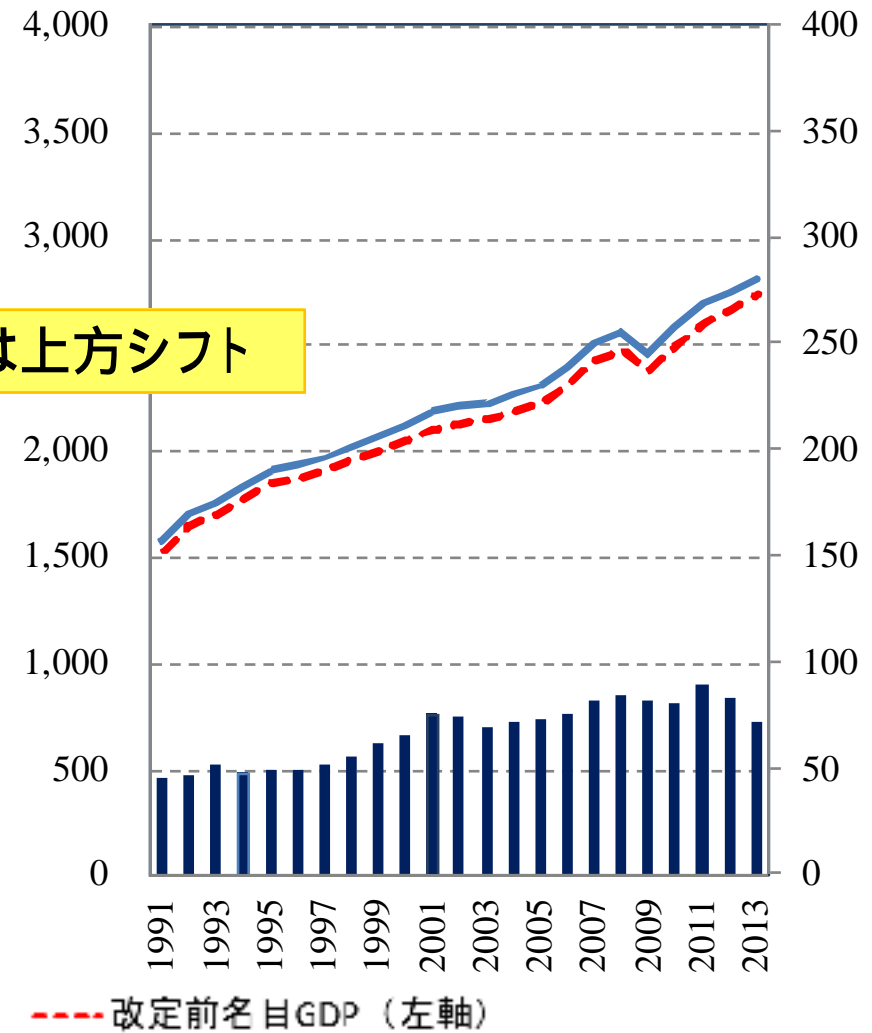


# 諸外国の基準改定前後の比較 (名目GDP水準)

## 米国 (単位: 10億ドル)



## ドイツ (単位: 10億ユーロ)

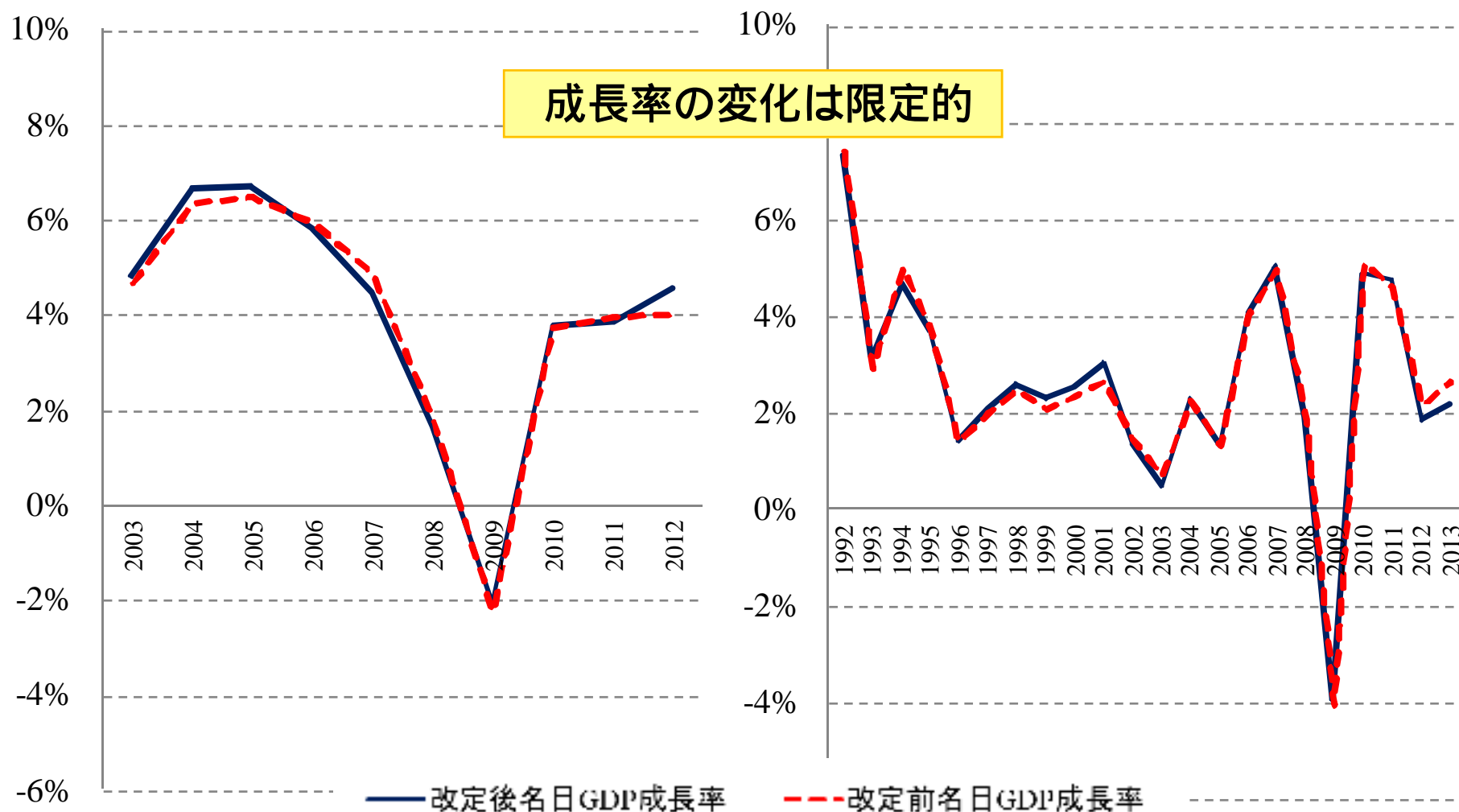


出典: 米国については商務省経済分析局 (BEA)、ドイツについてはドイツ連邦統計局より、内閣府作成。  
 ここでの改定差には、7ページの国際基準対応分その他、基礎統計の取込みによる影響等を含む。

# 諸外国の基準改定前後の比較 (名目GDP成長率)

## 米国

## ドイツ



出典：米国についてはBEAから、ドイツについてはドイツ連邦統計局より、内閣府作成。  
 ここでの改定差には、7ページの国際基準対応分の他、基礎統計の取込みによる影響等を含む。

# (1) 生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充

# 研究・開発(R&D)の資本としての記録

## 2008SNAにおけるR&Dの考え方

### ◆ R&Dとは

- ・ 研究開発(R&D)は、人類・文化・社会に関する知識ストックを増加させ、効率や生産性を改善させたり、あるいは将来の利益を得ることを目的として体系的に実施される創造的活動。

### ◆ 2008SNA上の記録方法

- ・ R&Dによる知識ストックの蓄積を、固定資産(「知的財産生産物」の内訳「研究・開発」)として扱う。
- ・ ただし、所有者に経済的利益をもたらさないことが明らかなR&Dは、「中間消費」として扱う。

1993SNAマニュアルでは、R&Dは、効率性や生産性を改善したり、あるいはその他の将来の利益を得ることを目的として行われると認識していたが、このような投資活動としての特性があるにも関わらず、中間消費として扱っていた。また、特許実体は、1993SNAにおいて「無形非生産資産」として扱われていたが、2008SNAにおいてはR&Dの成果に含まれる形で固定資産(研究・開発)として扱われる。

## 諸外国のR & D資本化への対応状況

国	名目GDP水準への影響 (対GDP比)		左記影響 計測対象期間
	R&D資本化分	国際基準対応全体	
スウェーデン	+4.0%	+4.4%	2010年
フィンランド	+4.0%	+4.2%	2010年
ドイツ	+2.3%	+2.7%	2010年
米国	+2.2 ~ 2.5%	+3.0 ~ 3.6%	2002 ~ 2012年
フランス	+2.2%	+2.4%	2010年
英国	+1.4 ~ 1.6%	+1.6 ~ 2.5%	1997 ~ 2012年
カナダ	+1.2 ~ 1.3%	+1.7 ~ 1.8%	2007 ~ 2011年
豪州	+1.0 ~ 1.4%	+1.3 ~ 1.7%	1998-99 ~ 2007-08年度

各国の統計局公表資料等から作成。2008SNA対応に併わせて行われた1993SNA対応分を含む。  
 なお、各国とも国際基準対応は、自国SNA統計の基準改定の際に行っており、実際のGDP水準の改定には、  
 上表の国際基準対応分その他、基礎統計の反映等による影響分があることに留意。

## 現行基準JSNAにおけるR&Dの取扱い

- ◆ 市場生産者の「学術研究機関」  
R&Dの産出額を記録し、主な需要先は中間消費として取り扱う。
- ◆ 企業内研究開発  
R&Dにかかる費用は、各活動の中間投入・付加価値に含まれる形で記録されているが、R&Dにかかる費用に対応するR&Dの産出及びそれに対する需要は記録せず。
- ◆ 非市場生産者  
R&Dにかかる費用は、生産費用の合計で計測される非市場生産者の産出額に含まれる形で記録され、需要先としては同生産者（政府、NPISH）の最終消費支出に計上。

		現行基準JSNA	
		R&D産出	主な需要先
市場生産者	学術研究機関	○	中間消費
	企業内研究開発	×	-
非市場生産者			政府最終消費支出 NPISH最終消費支出

- : R&Dの産出額を計測  
 : R&Dの産出額としては計測していないが、各部門全体の生産費用（=産出額）にR&D分が包含  
 × : R&Dの産出額を計測していない。

# 次回基準JSNAにおけるR&Dの取扱い

- ◆ R&Dの需要先  
各国の取扱いを踏まえ、全て経済的利益をもたらすものと整理し、資本化の対象とする。
- ◆ 市場生産者の「学術研究機関」  
R&Dの需要先を、中間消費から総固定資本形成に変更。
- ◆ 企業内研究開発  
各活動の中間投入・付加価値に含まれているR&D費用に対応するR&D産出額とともに、それに対する需要として総固定資本形成を記録。
- ◆ 非市場生産者  
非市場生産者の産出額から、R&D費用分を抽出し、その需要先を政府・NPISH最終消費支出から総固定資本形成に変更

		次回基準JSNA	
		R&D産出	主な需要先
市場生産者	学術研究機関	○	<u>総固定資本形成</u>
	企業内研究開発	○	<u>総固定資本形成</u>
非市場生産者		○	<u>総固定資本形成</u>

## 次回基準JSNAにおけるR&D産出額の推計方法

- ◆ R&Dの産出額は、生産費用(研究開発費)をベースに推計
- ◆ 具体的には、下表のとおりSRDの内部使用研究費等を用いて推計

費用項目	推計方法
中間投入	SRDの「原材料費」、「リース料」、「その他の経費」の合計額
雇用者報酬	SRDの「人件費」(ただし、大学部門は、研究従事分のみに換算)
固定資本減耗	R&D産出に使用する固定資産について、JSNAと同様に時価概念の固定資本減耗を推計
生産に課される税 (控除)補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産に課される税は、SRD「その他の経費」の内数でありに含まれる</li> <li>・補助金については、JSNAの産業別補助金(研究部門)を使用</li> </ul>
固定資本収益(純)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業部門のみ。</li> <li>・研究開発を実施している企業の売上高営業利益比率を推計・使用</li> </ul>
<b>R&amp;Dの産出額 = + + + +</b>	

(注) SRD: 「科学技術研究統計」(総務省)の内部使用研究費  
「大学等におけるフルタイム換算データにおける調査」(文部科学省)を用いる。



## R&Dの取扱い変更に係る統計利用上の観点

- ◆ R&Dを「知的財産生産物」という生産資産に位置付けることにより、蓄積された**知識ストックが、将来の生産活動に貢献するという経済的実態を反映(年間15兆円規模のR&Dへの投資を捕捉)**
- ◆ 国際的にみてもR&D投資が高いとされる日本のGDP水準について、既に2008SNAに移行している**諸外国との比較可能性向上**
- ◆ 名目GDPの水準への影響(2001~2012年)
  - ・ R&Dの資本化: 3.0%強押し上げる(暫定試算値)
    - GDPへの影響は、主として、支出面では総固定資本形成、生産面では産出額を通じた総付加価値、分配面では総営業余剰の拡大による

## (参考) 特許等サービスの取扱い

### 2008SNAにおける考え方

R&Dの成果たる特許実体に係る特許契約について、ライセンサーからライセンス受取者への支払（以下、特許等サービス）は、サービス又は資産の取得に関する支払として記録する。

### 次回基準JSNAの取扱い: 財産所得からサービスの受払へ

- ◆ 海外取引については、国際収支統計の「産業財産権等使用料」の受払を、現行JSNAの財産所得（賃貸料）から、サービスの輸出(X)、輸入(M)として扱う。
- ◆ 国内取引については、現行JSNAでは記録していないが、経済産業省企業活動基本調査の「技術取引」（国内からの受取）を用いて、新たに特許等サービスの産出額Aを推計する。
- ◆ 基礎情報の制約により、需要先については、全て中間消費として扱う。

「産業財産権等使用料」の純輸出分(X-M)が名目GDP水準を0.0~0.3%程度押し上げに影響（GNIには影響なし）

# 兵器システムの資本としての記録

## 2008SNAにおける兵器システムの考え方

### ◆軍の兵器のうち

- 戦車、軍艦等は、たとえ平時の使用が抑止力の提供だとしても、継続して防衛サービスの生産に使用されるため、**固定資産(「兵器システム」)**として分類
- 1回限り使用されるミサイル、弾薬等は、**在庫(「軍事在庫」)**として扱う

ただし、高い破壊能力を持つ弾道ミサイル等は、攻撃者に対する抑止サービスを提供するため、固定資産として分類

### ◆軍の支出のうち

- 戦車、軍艦等への支出は、政府の中間投入でなく、総固定資本形成に
- 弾薬等は、政府の中間投入でなく在庫品増加に記録

## 現行基準JSNAにおける兵器システムの取扱い

- ◆ 1993SNAマニュアルに基づき、防衛省の関連支出のうち、
  - ・ 民間転用可能な施設(飛行場、ドック等)の整備費を総固定資本形成、固定資産として記録
  - ・ 戦車や艦艇、弾薬等への支出は、一般政府(中央政府)による中間投入(=産出額の一部)として記録(需要先としては政府最終消費支出)

	現行基準JSNA	
	フロー	ストック
施設整備費(飛行場、ドック等)	一般政府の総固定資本形成	一般政府の固定資産 (構築物等)
戦車、艦艇等	一般政府の中間投入 政府最終消費支出	なし
弾薬等	一般政府の中間投入 政府最終消費支出	なし

## 次回基準JSNAにおける兵器システムの取扱い

- ◆ 2008SNAの考え方に沿って、防衛省の関連支出のうち、
  - ・ 戦車や艦艇等への支出は、「防衛装備品」という形で一般政府の総固定資本形成、固定資産に計上  
平均使用年数は、防衛省資料等から設定することを検討
  - ・ 弾薬等 1回限り使用するものは、一般政府の在庫品増加に計上

	次回基準JSNA	
	フロー	ストック
施設整備費(飛行場、ドック等)	一般政府の総固定資本形成	一般政府の固定資産 (構築物等)
戦車、艦艇等	<u>一般政府の総固定資本形成</u>	<u>一般政府の固定資産 (防衛装備品)</u>
弾薬等	<u>一般政府の在庫品増加</u>	<u>一般政府の在庫</u>

## 諸外国における兵器システム資本化への対応状況

国	名目GDP水準への影響 (対GDP比)	
	兵器システム資本化分	影響計測対象期間
豪 州	+0.1 ~ 0.3%pt	1998-99 ~ 2007-08年度
英 国	+0.2%pt	1997 ~ 2012年
フ ラ ン ス	+0.2%pt	2010年
ド イ ツ	+0.1%pt	2010年
カ ナ ダ	+0.1%pt	2007 ~ 2011年
米 国	(+0.5%pt程度)	(2010年)

各国の統計局公表資料から作成。

米国は、1996年時点で既に、兵器システムの資本化が行われている。括弧内の数字は、2010年時点における兵器システムの固定資本減耗が名目GDPに占める割合を示す。

## 兵器システムの取扱い変更に係る統計利用上の観点

- ◆ 2008SNAと統合的な取扱いとすることで、**GDPやその内訳(公的需要)の国際比較可能性が高まる**
- ◆ 名目GDP水準への影響(2005～2012年)
  - ・ 防衛装備品の資本化により0.1%pt前後押し上げ  
(暫定試算値)
- ◆ 表章形式については、諸外国の取扱いを踏まえて、「**防衛装備品**」のみを**独立表章**することを検討
  - 米国、カナダ、豪州では、固定資産として兵器システムを表章している一方、在庫の内訳として軍事在庫は表章せず

# 非金融資産分類の拡充・細分化

(1)非金融資産:資産分類

## 生産資産(固定資産)

現行基準	次回基準	備考
	<u>固定資産</u>	
● 有形固定資産		
● 住宅	● 住宅	
	● <u>その他の建物・構築物</u> <sup>1</sup>	1 新設(集計項目)
● 住宅以外の建物	● 住宅以外の建物	
● その他の構築物	● 構築物 <sup>2</sup>	2 名称変更
	● <u>機械・設備</u> <sup>1</sup>	
● 輸送用機械	● 輸送用機械	
	● <u>情報通信機器</u> <sup>3</sup>	3 新設(内訳項目)
● その他の機械・設備	● その他の機械・設備	
	● <u>防衛装備品</u> <sup>4</sup>	4 新設(08SNA対応)
● 育成資産	● <u>育成生物資源</u> <sup>5</sup>	5 名称変更 (例)果樹、乳用牛
● 無形固定資産	● <u>知的財産生産物</u> <sup>4</sup>	
	● <u>研究・開発</u> <sup>4</sup>	
	● <u>鉱物探査・評価</u> <sup>6</sup>	
● うちコンピュータ・ソフトウェア	● <u>コンピュータソフトウェア</u>	6 新設(現行では1年以内に償却されるものとして、フローのみ無形固定資産の内数に計上。次回基準において、平均使用年数を1年以上に変更することに伴う新設。)



## 生産資産(在庫)

現行基準	次回基準	備考
<p>在庫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製品在庫</li> <li>● 仕掛品在庫</li> <li>● 原材料在庫</li> <li>● 流通在庫</li> </ul>	<p>在庫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原材料<sup>1</sup></li> <li>● 仕掛品</li> <li>● 育成生物資源の仕掛品<sup>2</sup></li> <li>● その他の仕掛品<sup>3</sup></li> <li>● 製品</li> <li>● 流通品</li> </ul>	<p>・下記内訳項目の名称から「在庫」を省略し、順序変更</p> <p>1 範囲拡張(08SNA対応、軍事在庫)</p> <p>2 新設(内訳項目) (例)肉用牛、立木(民有林)</p> <p>3 新設(内訳項目)</p>

## 非生産資産

現行基準	次回基準	備考
<p>有形非生産資産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地</li> <li>● 宅地</li> <li>● 耕地</li> <li>● その他の土地</li> <li>● 地下資源</li> <li>● 漁場</li> </ul>	<p>非生産資産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然資源<sup>1</sup></li> <li>● 土地</li> <li>● 宅地</li> <li>● 耕地</li> <li>● その他の土地</li> <li>● 鉱物・エネルギー資源<sup>2</sup></li> <li>● 非育成生物資源<sup>3</sup></li> <li>● 漁場</li> <li>● 非育成森林資源<sup>4</sup></li> </ul>	<p>1 名称変更</p> <p>2 名称変更</p> <p>3 新設(集計項目)</p> <p>4 新設(分割)(例)国有林分の立木</p>

## (2) 金融市場の発展を反映した金融資産・ 負債の範囲の拡充

# 雇用者ストックオプションの記録

## 2008SNAにおける雇用者ストックオプションの考え方

雇用者ストックオプション(企業が雇用者に対して付与する株式の購入権)の価値を**雇用者報酬**に含めるとともに、それに対応して**金融資産**に記録

雇用者ストックオプションの取引の流れ	
権利付与	雇用者ストックオプションが付与
↓	
権利確定	一定期間の勤務を経て権利が確定
↓	
権利行使	権限を行使し株式を取得
↓	
権利行使期限	この時点までに権利を行使しないとストックオプションの権利を失う

【実物】

「**雇用者報酬**」に記録

【金融】

「**その他の金融資産**」に同額を記録

【金融】

「**金融派生商品及び雇用者ストックオプション(資産)**」に振替え

【金融】

「**持分(資産)**」に振替え

上記は、家計の勘定における記録。  
雇主企業部門では同項目の負債が計上。

## 現行基準JSNAにおける雇用者ストックオプションの取扱い

- 1993SNAでは、雇用者ストックオプションの取扱いに関する指針はなく、現行JSNAでも捕捉・計上を行っていない。



## 次回基準JSNAにおける雇用者ストックオプションの取扱い

- 2008SNAを踏まえ、新たに雇用者ストックオプションの価値を計測し、雇用者報酬や金融資産に記録する(「資金循環統計」でも同様に対応予定)。

## 雇用者ストックオプションの基礎データと推計

- ◆ 「四半期別法人企業統計」(財務省)の「新株予約権(残高)」を活用することを検討。
- ◆ ただし、残高データだけでは、雇用者ストックオプションの新規付与額(=雇用者報酬計上額)や、権利確定前と確定後の金融資産額が得られない。

\* ある期末の新株予約権残高 = 権利確定前の資産残高(その他の金融資産)

+ 確定後の資産残高(金融派生商品及び雇用者ストックオプション)

- ◆ このため、標準的なパターンで権利の付与・行使が行われていると想定し、残高データから雇用者報酬等を推計。

- ✓ 権利付与から権利確定まで2年、権利確定から権利行使まで3年という5年サイクルの中で、5つの同質の企業グループによる雇用者への権利付与が1年ずつ順繰りに同額行われる等を仮定

## 雇用者ストックオプションに係る統計利用上の観点

- ◆ これまで把握してこなかった雇用者ストックオプションの価値が新たに計上されることにより、**家計金融資産(個人金融資産)や雇用者報酬の国際比較可能性が高まる**  
(参考) オーストラリア、カナダ、欧州各国は対応済
- ◆ 雇用者報酬水準への影響  
雇用者ストックオプションの計上により**0.01% ~ 0.02%程度**押し上げ(2007 ~ 2012年の暫定試算値)
- ◆ 家計金融資産への影響  
「その他の金融資産」(権利確定前)と「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」(権利確定後)の合計で、直近では**数千億円程度の金融資産額**の上乗せ

# 企業年金の年金受給権に係る記録の改善

## 2008SNAにおける企業年金の考え方

- ◆ 雇用に関連した年金の受給権は法的強制力が期待される取決めであり、家計に対する債務(積立金の有無は関係ない)。
- ◆ このうち確定給付年金制度(以下、DB 企業年金)に関して、発生ベースの記録を徹底。 ( Defined Benefitの略)

項目	2008SNAにおける取扱い	(参考) 現行基準JSNAにおける DB企業年金の記録
年金受給権 (家計の資産、年金基金の負債)	家計が将来受給予定の給付額のうち発生済部分の割引現在価値	上場企業等に限定して発生ベースで記録
積立不足分 (年金基金の資産、雇主の負債)	年金基金の対年金責任者債権として記録	上場企業等に限定して未収金・未払金等を含めて記録
雇主の社会負担 (雇主報酬の一部)	ある期間の雇用者の労働に対する対価として発生した年金受給権の増分(勤務費用という引当概念に相当)  $\left( \begin{array}{l} \text{雇主の社会負担(勤務費用分)} \\ = \text{雇主の現実社会負担(実際の掛金)} \\ + \text{雇主の帰属社会負担(勤務費用分 - 実際の掛金)} \end{array} \right)$	実際の掛金を記録
年金受給権に係る投資所得 (財産所得の一部)	前期末の年金受給権に割引率を乗じた概念上の利子額(利息費用に相当)	年金の実際の運用収益(利子・配当)を記録

\*上表では雇用者本人による掛金負担や年金制度運用に係る費用(手数料)がないケースを想定

\*\*本事項に係る詳細は第15回国民経済計算部会資料1を参照([http://www5.cao.go.jp/statistics/sna/sna\\_15/siryou\\_1.pdf](http://www5.cao.go.jp/statistics/sna/sna_15/siryou_1.pdf))

# 2008SNAにおける雇主の社会負担の記録のイメージ

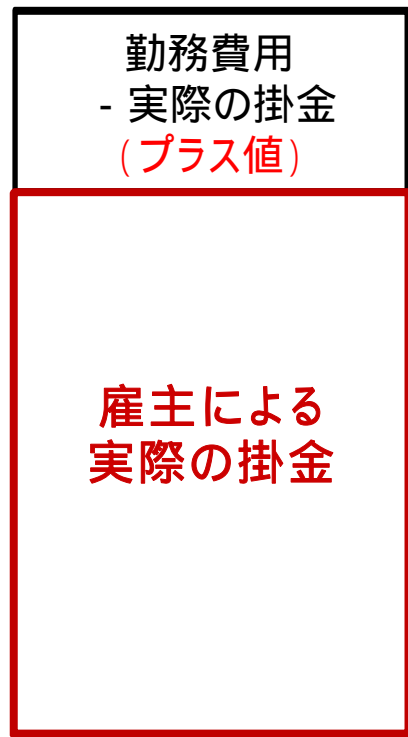
勤務費用 > 雇主の実際の掛金支払の場合

勤務費用 < 雇主の実際の掛金支払の場合

現行基準JSNA

2008SNA

雇用者報酬に「雇主の社会負担」として計上

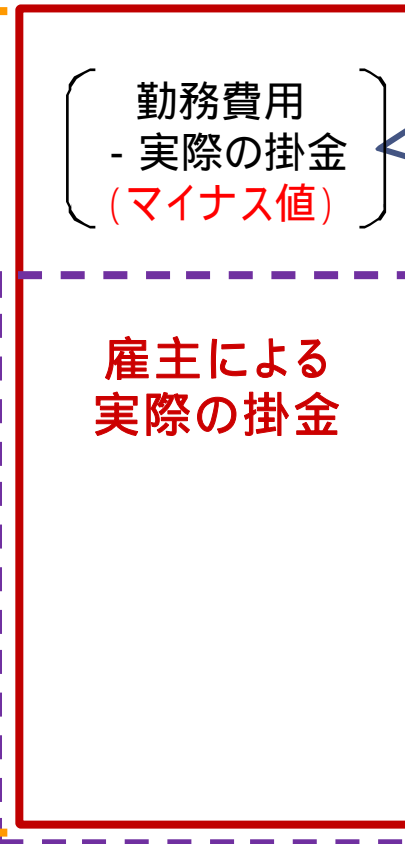


雇用者報酬に「雇主の社会負担」  
「雇主の現実社会負担+帰属社会負担」として計上

現行基準JSNA

2008SNA

雇用者報酬に「雇主の現実社会負担」として計上



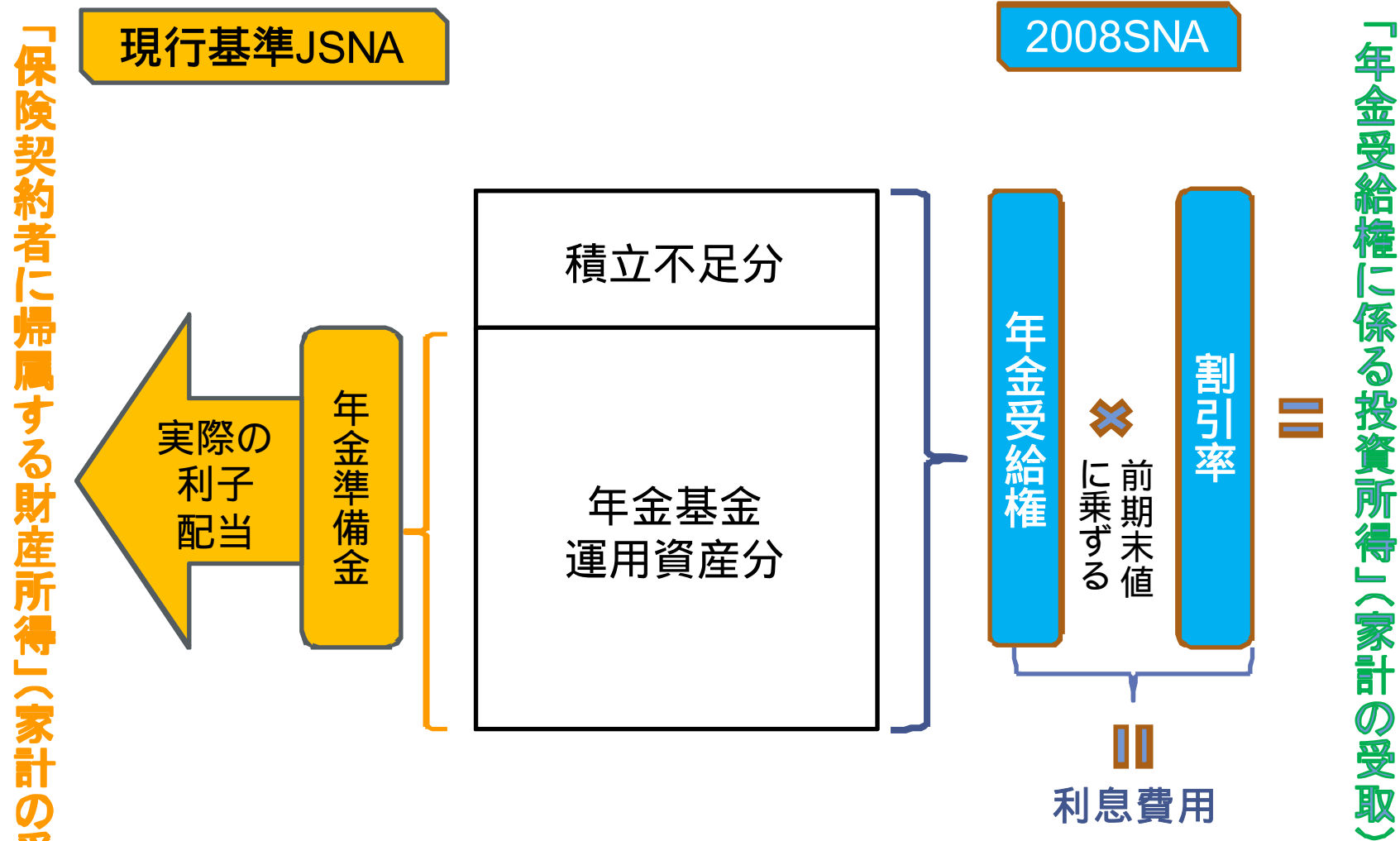
雇主の帰属社会負担がマイナス値  
= 積立不足への穴埋めを反映

雇用者報酬に「雇主の社会負担」  
「雇主の現実社会負担+帰属社会負担」として計上

(注) 前頁をと同様に雇用者本人による掛金負担等がないケースを想定



# 2008SNAにおける年金受給権に係る投資所得の記録のイメージ



(注) 現行JSNAの年金準備金ストックは、「企業年金」にあるとおり発生ベースで記録されているが、ここでは財産所得の説明のため便宜上、年金準備金は運用資産分に対応させている。

## 2008SNAにおけるDB企業年金と家計所得支出勘定

家計 支払	家計 受取
<b>第1次所得の配分勘定</b>	
	雇用者報酬 雇主の社会負担X A 雇主の現実社会負担 X-A 雇主の帰属社会負担 財産所得 Y 年金受給権に係る投資所得
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">項目追加 (発生ベースの勤務費用(X)から現実の掛金支払(A)を控除)</div>
<b>所得の第2次分配勘定</b>	
社会負担 A 雇主の現実社会負担 X-A 雇主の帰属社会負担 Y 家計の追加社会負担	現物社会移転以外の社会給付 C 社会保険給付
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">項目名・概念変更 (利息費用から発生ベースで計測)</div>	
<b>所得の使用勘定</b>	
最終消費支出 貯蓄 (= 可処分所得 + 年金受給権の変動調整 - 最終消費支出)	可処分所得 年金受給権の変動調整 X + Y - C
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">項目名・概念変更 (各構成要素が発生ベース化)</div>

年金受給権の変動調整は「社会負担 - 社会保険給付」。年金基金の積増分が貯蓄の一部であることに鑑みた調整項(1993SNAから導入)

ここでは雇用者本人による掛金支払(家計の現実社会負担)や年金制度運用に係る費用(年金制度の手数料)は捨象。

## 次回基準JSNAのDB企業年金、退職一時金の扱い

- ◆ 2008SNAの取扱は、国際会計基準と整合的であることを踏まえ、「退職給付に係る会計基準」の対象となる確定給付型の企業年金と退職一時金について、企業会計情報をもとに発生ベースで記録。

現行基準JSNA	次回基準JSNA
<ul style="list-style-type: none"> <li>年金受給権は、既に、企業会計情報から発生ベースで記録。ただし、<b>上場企業中心に限定</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金受給権は、引き続き企業会計情報から発生ベースで記録しつつ、推計により<b>一国ベースに膨らまし</b></li> </ul>
<p>DB企業年金について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇主の社会負担は、<b>実際の掛金支払</b>を記録</li> <li>投資所得は、年金基金の<b>実際の運用収益</b>(利子・配当等)を記録</li> </ul> <p><b>退職一時金</b>は、雇主の社会負担の一部として、<b>実際の給付額のみ</b>記録される扱い</p>	<p>DB企業年金 + <b>退職一時金</b>について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇主の社会負担は、企業会計の<b>勤務費用から発生ベース(引当概念)</b>で推計</li> <li>投資所得は、企業会計の<b>利息費用から発生ベースで記録</b></li> </ul> <p>退職一時金はDB企業年金と一体的に、引当概念としての社会負担と給付が記録</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>積立状況は、<b>未収金・未払金等</b>に含めて、発生ベースで記録。ただし<b>上場企業中心に限定</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積立状況は、<b>一国</b>・発生ベースで「<b>年金基金の対年金債権責任者債権</b>」として記録</li> </ul>

## 年金受給権記録変更に係る統計利用上の観点

### (2008SNA勧告の導入)

- ◆ DB企業年金等の年金受給権に関するフローを、SNA原則に基づき発生ベースで把握(特に、雇用者報酬(雇主の社会負担)に含まれる退職一時金分が、実際の支払額から将来への引当額に変更)

我が国では、近年の**家計貯蓄率**を現行より下方にシフトさせる要因

- ◆ 新たに**積立状況が「年金基金の対年金責任者債権」として明示的に把握**

「年金基金の対年金責任者債権」は直近で約40兆円程度

### (推計の改善)

- ◆ 一国ベースの年金受給権が把握可能に。

DB企業年金等の年金受給権残高は、直近で現行 + 10兆円程度の110兆円程度に

(参考) 米国や、英国等の欧州諸国でも2008SNAの本勧告に対応

## 年金受給権記録変更による家計貯蓄への影響

項目	現行基準	次回基準
可処分所得	(プラス要素) 企業年金に係る雇主の掛金A + 退職一時金の支給額B + 企業年金の支給額C + 企業年金に係る運用収益D (マイナス要素) 企業年金に係る雇主の掛金A + 企業年金への追加負担D B + C	(プラス要素) 勤務費用としての雇主の社会負担X + 退職一時金の支給額B + 企業年金の支給額C + 利息費用としての年金投資所得Y (マイナス要素) 発生ベースの雇主の社会負担X + 企業年金への追加負担Y B + C
+ 年金受給権の変動分	社会負担 - 給付 = A + D - C	社会負担 - 給付 = X + Y - (C + B)
- 最終消費支出	E	E
= 貯蓄	<b>(A + B) + D - E</b>	<b>X + Y - E</b>

雇用者本人の実際の掛金支払や年金制度の手数料、その他の取引項目はここでは捨象。

貯蓄率への影響は、以下の大小関係による

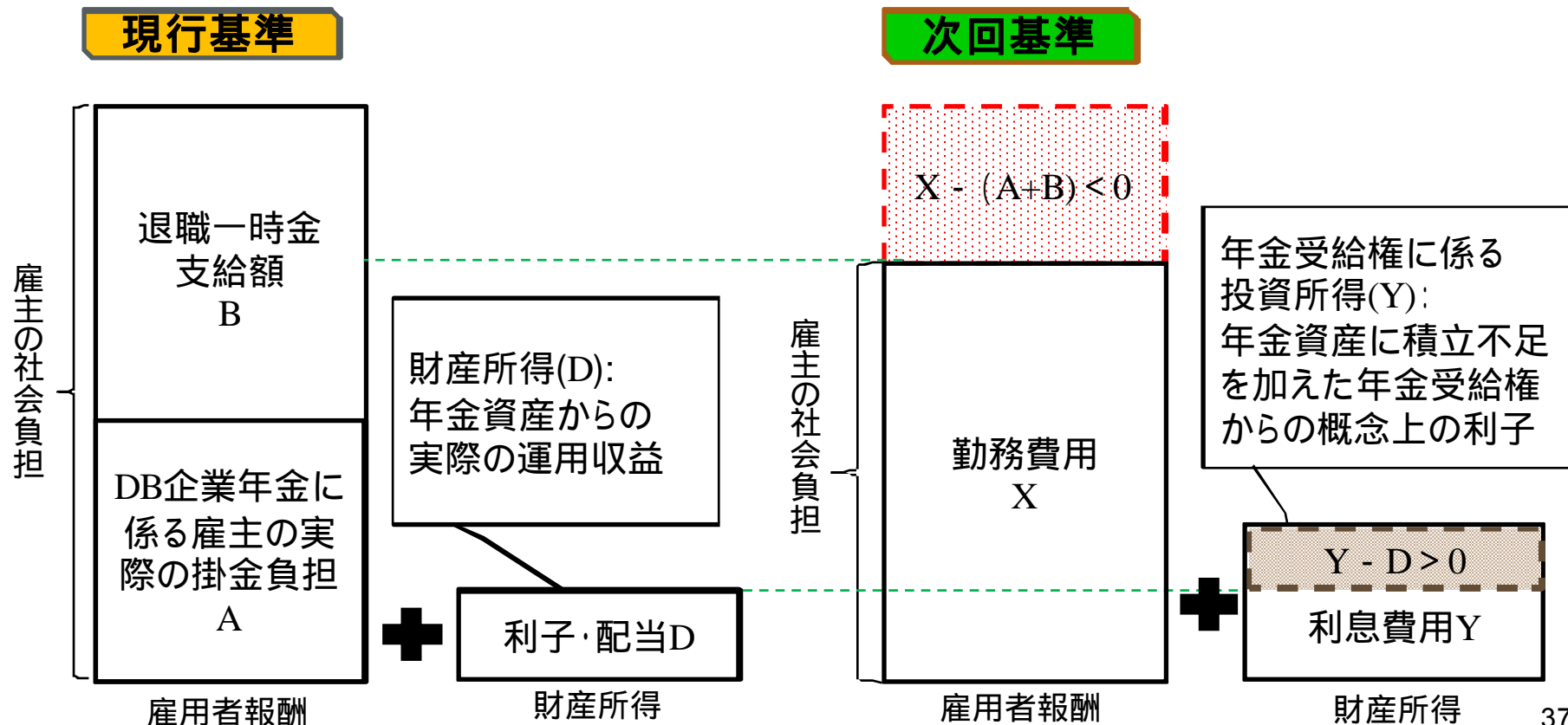
年金投資所得 : 実際の運用収益か(D)、概念上の利子額か(Y)

雇主の社会負担: 実際の掛金や一時金支給額か(A+B)、発生ベースの引当か(X)

# 年金受給権記録変更による家計貯蓄への影響

Dが年金運用資産からの実際の収益であるのに対し、Yは積立不足分を含む年金受給権からの概念上の収益であり、基本的に $Y > D$

近年は退職世代が現役世代よりも多いため、一年間に雇主が支払う企業年金の実際の掛金に退職一時金を加えた合計(A+B)が、現役世代が当年に働いたことに対する受給権の引当分(勤務費用X)より大きい



# 金融資産分類の拡充・細分化

## (2) 金融資産: 資産分類

現行基準	次回基準	備考
貨幣用金・SDR	貨幣用金・SDR等	・「IMFリザーブポジション」を「その他の金融資産・負債」から移管、名称変更
現金・預金	現金・預金	・マネースtockと整合させるため、「財政融資資金預託金」を「その他の金融資産・負債」に移管
貸出・借入	貸出・借入	
株式以外の証券	債務証券	・負債性のあるものに限定(投資信託受益証券を「持分・投資信託受益証券」に移管)、名称変更
株式・出資金	持分・投資信託受益証券	・投資信託受益証券を移管するとともに、名称変更 ・株式、出資金を引き続き持分として計上
金融派生商品	金融派生商品・雇用者ストックオプション <b>雇用者ストックオプション【新概念の導入】</b>	・「雇用者ストックオプション」の新設に伴い、名称変更
保険・年金準備金	保険・年金・定型保証 <b>年金受給権【年金準備金より概念変更し、名称変更】</b> <b>年金基金の対年金責任者債権【項目の新設】</b> <b>定型保証支払引当金【新概念の導入】</b>	・「定型保証支払引当金」の新設等に伴い、名称変更 ・確定給付型(DB)企業年金の積立不足相当分を「その他の金融資産・負債」から移管
その他の金融資産・負債	その他の金融資産・負債	・「IMFリザーブポジション」を「貨幣用金・SDR等」に、DB企業年金の積立不足相当分を「保険・年金・定型保証」に移管 ・「財政融資資金預託金」を「現金・預金」から移管

上表は、2008SNA勧告を踏まえ、主な変更点を列挙したものの。

## (参考) 定型保証の取扱い

### 2008SNAにおける考え方

1993SNAでは偶発性のある資産はすべて記録の対象外。2008SNAでは、偶発性のある保証(のうち、大数の法則が働く同一の方針に沿って多数発行されるもの(**定型保証**)は、**非生命保険と同様**の形で、産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融面の記録を行うこととなった。

### 現行基準JSNA

一部の定型保証については受取保証料を産出額として記録しているが、分配取引(非生命保険金等)や金融取引・資産(定型保証支払引当金)の記録は行っていない。

### 次回基準JSNA

2008SNAの定型保証機関に該当し、産出額等の推計に必要な基礎資料の入手が可能なものとして、住宅ローン保証や信用保証制度等 について、非生命保険と同様の形で産出・消費、分配取引を記録するとともに、金融面の記録を行う。

信用保証制度として全国信用保証協会、農林漁業信用基金(林業信用保証制度)を対象機関とする予定。このほか日本国際教育支援協会が行う学資の貸与にかかる保証事業を対象とする予定。

### ◆ 金融資産、負債残高への影響

**定型保証支払引当金(残高)の規模は3～4兆円程度であり、定型保証機関の負債、保証対象のローンの借り手(非金融法人企業、家計)の資産に計上予定。**



## (3) 一般政府部門に係る記録の改善

# 例外的支払の記録の精緻化

## 2008SNAにおける例外的支払の考え方

### ◆ 「公的企業 政府」の例外的支払(高額・不定期な支払)について…

〔例: 2009年度における財政投融资特別会計から一般会計への支払  
【施策の実施に伴う歳出増への充当・歳入減の補填】〕

- 蓄積された準備金の取崩し又は資産の売却によってなされる場合、  
「持分の引出し」として記録

### ◆ 「政府 公的企業」の例外的支払(高額・不定期な支払)について…

〔例: 2005年度における年金特別会計から年金資金運用基金への交付金  
【グリーンピア事業等により生じた長期借入金の償還に要する費用】〕

- 公共政策の目的の結果として発生した累積損失を賄う支払は、  
「資本移転」として記録
- ただし、財産所得として確実な収益期待があり、そうした明確に商業的  
見通しのもとに行われる支払は「持分の追加」として記録

(注)「持分」: 全ての債権者の請求権が対処された後、法人企業又は準法人企業の残余価値に対する請求権を示す、全ての金融手段及び記録(上場株式、非上場株式、その他の持分)。

## 現行基準JSNAにおける取扱い

- ◆ 「公的企業 政府」については、「資本移転」として記録
- ◆ 「政府 公的企業」についても、「資本移転」として記録

## 次回基準JSNAにおける取扱い

- ◆ 例外的支払について、2008SNAの考え方に沿った記録を行う
  - 「公的企業 政府」については、「持分の引出し」
  - 「政府 公的企業」については、累積損失補填時は「資本移転」、  
確実な収益を期待できる時は「持分の追加」
- ◆ 例外的支払の判断基準(我が国における要件)
  - 特別な立法措置が取られるなどの例外的・不定期な支払であること  
( 金額的な基準を事前に設けることはしない)  
及び
  - (「公的企業 政府」で「持分の引出し」として記録するものについて) 支払  
の原資が資産の売却や積立金の取り崩しであること

## 「例外的支払」の例(「公的企業 政府」)

- 例外的支払の我が国における判断基準に沿って、2001年度以降を対象に該当項目を抽出

年度	資金の流れ	根拠法	金額
2006	財政投融资特別会計 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	12兆円
2007	日本郵政公社 一般会計	日本郵政公社法(公社解散時の規定)	約1兆円
2008	財政投融资特別会計 一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律等	計約11.3兆円
2009	財政投融资特別会計 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律	約7.3兆円
2010	財政投融资特別会計 一般会計	同上	約4.8兆円
2011	財政投融资特別会計 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	約1.1兆円
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 一般会計		約1.2兆円
	(独)日本高速道路保有・債務返済機構 一般会計		約0.3兆円

- いずれも、これまでの「資本移転」から「持分の引出し」に取扱いを変更

## 例外的支払の記録変更に係る統計利用上の観点

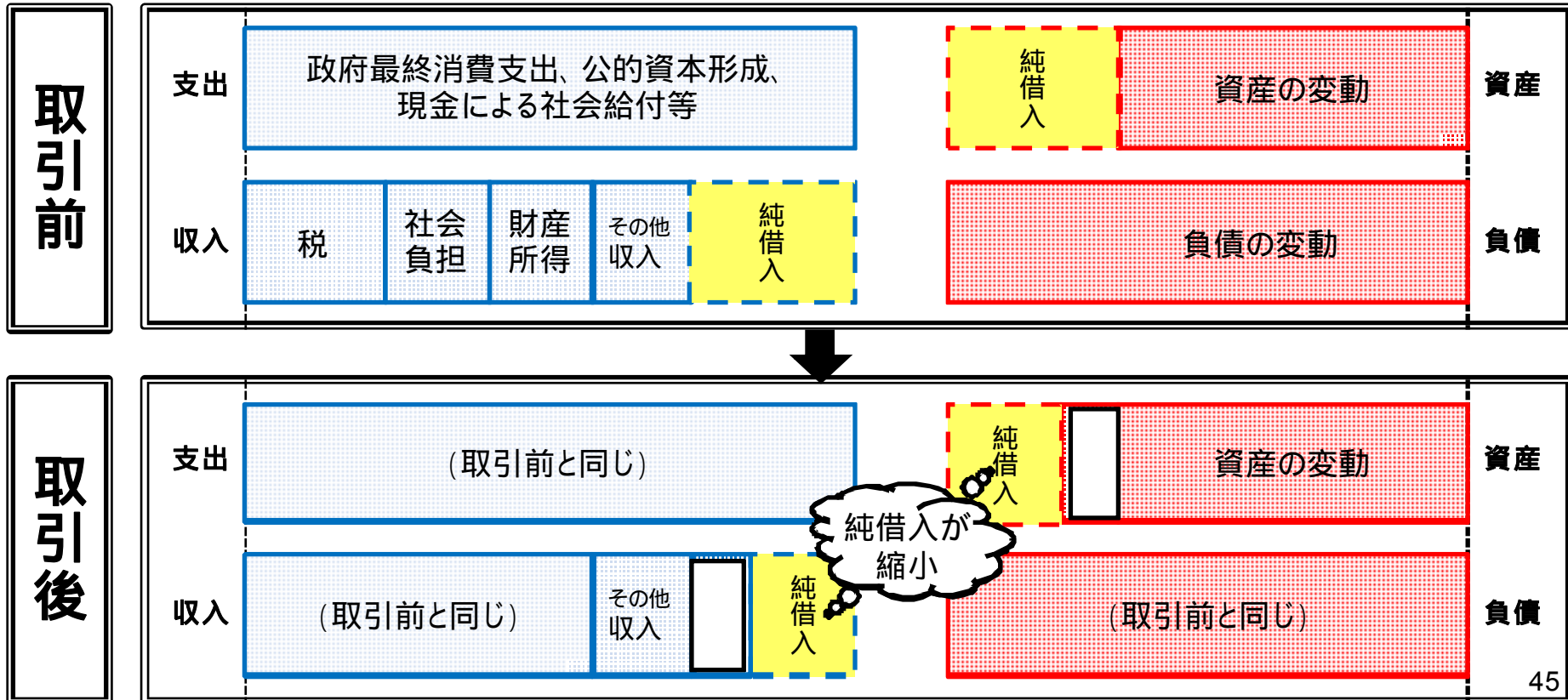
- ◆ 2008SNAと統合的な取扱いとすることで、一般政府の純貸出/純借入(いわゆる収支)の国際比較可能性が高まる。
- ◆ 純貸出/純借入やプライマリーバランスについて、一時的な要因である例外的支払(うち持分の取引に係るもの)の影響を除くことにより、趨勢的な動向の把握が可能になる。

なお、財政健全化目標で使用されているプライマリーバランスは、基本的には例外的支払を控除したベースとなっている。

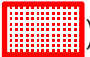

# (参考) 政府の純貸出 / 純借入への影響のイメージ

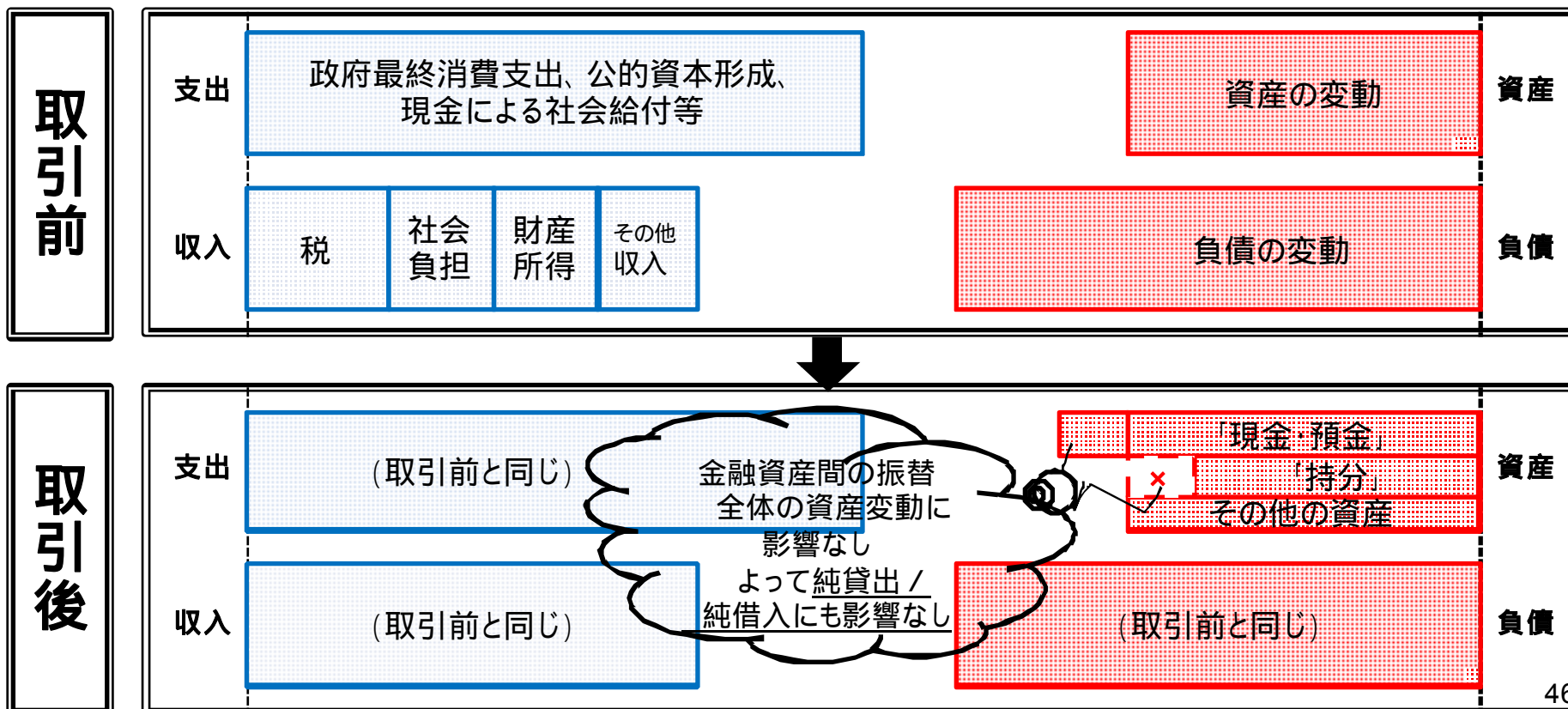
## 公的企業から政府への例外的支払: 現行基準

実物取引	金融取引
「資本移転」として計上 (図中 <input type="checkbox"/> )	「現金・預金」 (= 資産) の増加として計上 (図中 <input type="checkbox"/> )



公的企業から政府への例外的支払: 次回基準

実物取引	金融取引
(非計上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現金・預金」 (= 資産) の増加として計上 (図中 )</li> <li>・「持分」 (= 資産) の引出しとして計上 (図中 )</li> </ul>



## (4) 経済活動分類等の分類の改善



# 国際比較可能性を踏まえた経済活動分類の設定

## 2008SNAにおける経済活動分類の考え方

- ◆ 生産活動を捉える概念として、「産業」が示されている
- ◆ 産業とは、同一の主活動を行っている事業所の集合体
- ◆ 産業の分類は、国際標準産業分類 (ISIC) と整合的

: 1993SNAはISIC Rev.3、2008SNAはISIC Rev.4と整合的



諸外国のSNAでは、ISICと整合的な産業分類で産業別GDP等を推計・表章

## 現行基準JSNAにおける経済活動別分類

- ◆ 「産業」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」の3区分 及びその内訳となっている点を含め、ISICとは必ずしも対応せず

### 産業別GDPの国際比較が困難

(例) ISIC「P.教育」は、「1.産業(11)サービス業」、「2.政府サービス生産者(2)サービス業」、「3.対家計民間非営利サービス生産者(1)教育」に分かれて含まれており、国際比較が困難

### 次回基準JSNAにおける 経済活動別分類の方針

- ISIC Rev.4の大分類と可能な限り統合的な分類とし、国際比較可能性の向上を目指す。
- サービス業の細分化により、ユーザー利便性の向上を目指す。

:1993SNAの前身である1968SNAの考え方

### 現行基準JSNA大分類

#### 1. 産業

- (1) 農林水産業
- (2) 鉱業
- (3) 製造業
- (4) 建設業
- (5) 電気・ガス・水道業
- (6) 卸売・小売業
- (7) 金融・保険業
- (8) 不動産業
- (9) 運輸業
- (10) 情報通信業
- (11) サービス業

#### 2. 政府サービス生産者

- (1) 電気・ガス・水道業
- (2) サービス業
- (3) 公務

#### 3. 対家計民間非営利サービス生産者

- (1) 教育
- (2) その他

## 次回基準JSNA大分類案

1. 農林水産業
2. 鉱業 3. 製造業 4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
5. 建設業
6. 卸売・小売業
7. 運輸・郵便業
8. 宿泊・飲食サービス業
9. 情報通信業
10. 金融・保険業
11. 不動産業
12. 専門・科学技術、業務支援 サービス業
13. 公務 14. 教育 15. 保健衛生・社会事業
16. その他のサービス業

## (参考) ISIC Rev.4 大分類

A. 農林漁業
B. 鉱業及び採石業 C. 製造業 D. 電気、ガス、蒸気及び空調供給業 E. 水供給業、下水処理、廃棄物処理及び浄化活動
F. 建設業
G. 卸売・小売業;自動車・オートバイ修理業
H. 運輸・保管業
I. 宿泊・飲食業
J. 情報通信業
K. 金融・保険業
L. 不動産業
M. 専門、科学及び技術サービス業 N. 管理・支援サービス業
O. 公務及び国防、強制社会保障事業 P. 教育 Q. 保健衛生及び社会事業
R. 芸術、娯楽、レクリエーション業 S. その他のサービス業

(注)上表の区切りは、OECDによる国民経済計算データクエスチョネアの区分

## 経済活動分類変更に係る統計利用上の観点

- ◆ 国際標準産業分類 (ISIC Rev.4) と可能な限り統合的な分類にすることにより、**産業別GDP等の国際比較が容易**になる
- ◆ **サービス業の細分化** (「宿泊・飲食業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「教育」、「保健衛生・社会事業」等の設定)
- ◆ 経済活動別分類の変更により、従来の「産業」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」という区分は取り止め

: ISICの定義・範囲との相違がある点については、用語解説によるユーザーへの情報提供等により工夫。なお、本変更の結果として日本標準産業分類 (JSIC) との整合性も高まる。

# 金融機関の内訳分類の精緻化

2008SNAの勧告 (1993SNAからの変更等)	次回基準 (現行基準JSNAからの変更等)	備考 (次回基準JSNAに含まれる機関の例)
中央銀行	中央銀行	日本銀行
中央銀行以外の 預金取扱機関(範囲縮小)	預金取扱機関 (範囲縮小)	民間金融機関のうち、国内銀行等の預金取扱機関(1) 公的金融機関のうち、ゆうちょ銀行
MMF(新規)	マネー・マーケット・ファンド(新規)	民間金融機関のうち、公社債投信の一部(例:MMF、MRF)
非MMF投信(新規)	その他の投資信託(新規)	民間金融機関のうち、公社債投信の一部と株式投信(例:(中長期の)公社債投資信託、株式投資信託)
その他金融仲介機関 (範囲縮小)	その他金融仲介機関(範囲縮小)	民間金融機関のうち、ファイナンス会社(例:貸金業等)、債権流動化にかかる特別目的会社・信託、ディーラー・ブローカー(例:証券会社等)(1) 公的金融機関のうち、融資特別会計や政府金融機関等の一部(例:日本政策投資銀行、国際協力銀行等)
専属金融機関等(新規)	公的専属金融機関(新規)	公的金融機関のうち、政府金融機関等の一部(次項参照)
保険会社 (年金基金と分割) (範囲変更)	保険(範囲変更)	民間金融機関のうち、保険会社(1)、定型保証機関(2) 公的金融機関のうち、保険(例:かんぽ生命保険、地震再保険特別会計等)や定型保証機関(例:農林漁業信用基金(林業保証))
年金基金 (保険会社と分割)	年金基金	民間金融機関のうち、確定給付型、確定拠出型企業年金等 公的金融機関のうち、年金基金に該当するもの
金融補助機関 (範囲変更)	非仲介型金融機関(範囲変更)	民間金融機関(2)のうち、金融持株会社(1)、証券取引所等 公的金融機関のうち、政府金融機関等の一部(例:預金保険機構等)

- (1) 主な子会社の部門に計上されている金融持株会社は、次回基準では非仲介型金融機関に含める。  
(2) 定型保証機関は、次回基準では非仲介型金融機関から保険に含める。

# (参考) 公的専属金融機関

## 2008SNAにおける考え方

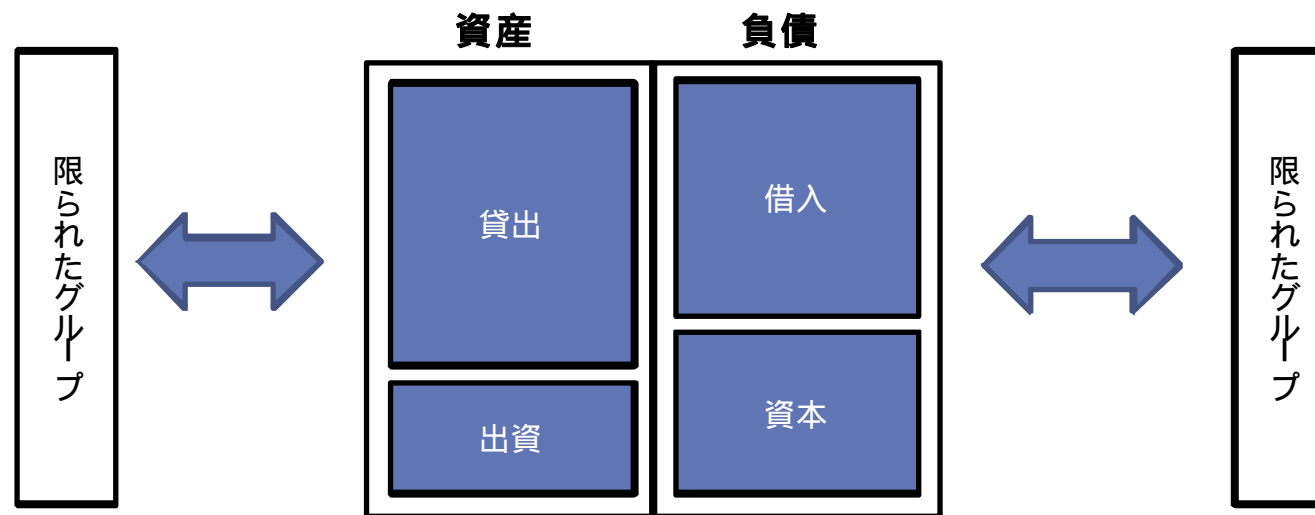
- ・専属金融機関は、金融仲介サービスを提供している主体のうち、資産または負債のほとんどが公開市場で運用・調達されないもの。

## 次回基準での扱い

- ・専属金融機関を、運用側(貸出、出資)か調達側(借入、資本)において限られたグループのみを取引相手とするような金融仲介機関と定義。
- ・情報の制約から公的金融機関のみを対象とし、部門名を公的専属金融機関とする。

(例) (独)日本高速道路保有・債務返済機構 運用先が道路会社

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定) 運用先が鉄道会社



貸借対照表